



平成23年7月15日

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修 殿

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討における利水対策案について(案)」に対する意見聴取について【回答】

貴省におかれましては、平素より弊社事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年6月28日付け国関整河計第35号にてご依頼のありました、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討における利水対策案について(案)」に対する弊社意見につきましては、以下の通り回答させていただきます。

【回答】

利水対策案のうち、他用途ダムにおける発電容量の買い上げをはじめとした、弊社水力発電に関わる方策につきましては、弊社利根川水系等の多くの発電所に対し発生電力量の減少をもたらすとともに、電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすことから、弊社における電力の供給力確保の必要性面、さらに国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受け入れることはできません。

【主な理由】

- ① 水力発電は、エネルギー基本計画をはじめとしたエネルギー政策において、「エネルギー自給率の倍増」、「自主エネルギー比率の向上」、「再生可能エネルギーの導入拡大」といった方向性が示されている中、純国産のCO<sub>2</sub>を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。
- ② ダムを伴った貯水池式や調整池式で発電容量を持っていることは、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、今後再生可能エネルギーの導入が進む中、水力発電の役割の重要性は更に高まる。
- ③ 特に3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一および第二原子力発電所をはじめ、発電設備が甚大な被害を受けたため、弊社として供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、現在も国民のみなさまに節電の協力をお願いするなど、供給区域における電力需給が極めて厳しい状況である。このような状況下において、既設一般水力発電所は供給力確保のためのベース供給力として極めて重要な電源であり、供給力を低下させることにつながる弊社水力発電容量の買い上げ等については、協力することはできません。

以上

関東地方整備局

第107号

23.7.19